

令和3年12月2日

1. 出席議員

1 番	中 村	日出代	10 番	伊 東	茂
2 番	池 田	廣 志	11 番	松 尾	勝 利
4 番	杉 原	元 博	12 番	徳 村	博 紀
5 番	樋 口	作 二	13 番	福 井	正
6 番	中 村	和 典	14 番	松 尾	征 子
7 番	中 村	一 堯	15 番	松 田	義 太
8 番	稲 富	雅 和	16 番	角 田	一 美
9 番	勝 屋	弘 貞			

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 川	清 高
事 務 局 長 補 佐	樋 口	貴 司
議 事 管 理 係 長	富 岡	明 美

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	大	代	昌	浩
総	務	田	崎		靖
総	務	松	林		聡
市民部長兼福祉事務所長		橋	村	直	子
産	業	下	村	浩	信
建	設	寺	山	靖	久
総	務	岩	下	善	孝
総	務	藤	家		隆
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事		川	原	逸	生
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長		村	田	秀	哲
保	険	広	瀬	義	樹
福	祉	中	村	祐	介
商	工	江	島	裕	臣
農	林	山	崎	公	和
都	市	山	浦	康	則
都	市	中	野		将
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長		田	代		章
教育次長兼教育総務課長		山	口	徹	也
生涯学習課長兼中央公民館長		江	頭	憲	和

令和3年12月2日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案第54号 令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第2 議案第55号 令和3年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第56号 令和3年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第57号 令和3年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第58号 令和3年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第59号 鹿島市東部地区デイサービスセンターの指定管理者の指定について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第60号 鹿島市自然の館の指定管理者の指定について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第61号 佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合理約の変更に係る協議について（質疑、討論、採決）

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。現在の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

日程第1 議案第54号

○議長（角田一美君）

それでは、日程第1．議案第54号 令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。村田企画財政課参事。

○企画財政課参事（村田秀哲君）

おはようございます。それでは私のほうから、議案第54号 令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

議案書は17ページとなっております。

この案について、別紙のとおり補正予算書を提出するものでございます。

補正予算の説明は補正予算書と議案説明資料でいたしますので、御準備をお願いいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に398,460千円を追加し、補正後の予算の総額を16,819,521千円といたすものでございます。

地方債の変更は、第2表 地方債補正によります。

2ページから9ページは、今回補正の集計表でございます。

10ページをお願いします。

第2表 地方債補正です。事業費の増に伴い、里道橋撤去事業を1,400千円増額し、また、額の確定に伴い、臨時財政対策債を73,893千円減額するものでございます。

11ページから13ページは、今回補正の事項別明細書となっております。

14ページをお願いします。

歳入の主なものを御説明いたします。

9款1項1目．地方特例交付金は、額の確定により5,499千円を減額いたしております。

15ページをお願いします。

10款1項1目．地方交付税は、額の確定により160,480千円を増額いたしております。

17ページをお願いします。

12款2項1目．民生費負担金は、保育所利用者負担金の増などにより7,795千円を増額いたしております。

18ページをお願いします。

14款1項1目．民生費国庫負担金、1節．社会福祉費国庫負担金は、障害者自立支援給付費負担金の増などにより75,773千円の増額、2節．児童福祉費国庫負担金は、子どものための教育・保育給付費負担金の増により65,336千円の増額、3節．生活保護費国庫負担金は、生活保護者負担金の増で37,500千円を増額いたしております。

19ページをお願いします。

14款2項3目．衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増などにより24,815千円を増額いたしております。

21ページをお願いします。

15款1項1目．民生費県負担金の1節．社会福祉費県負担金は、障害者自立支援給付費負担金の増などにより37,886千円を増額いたしております。

2節．児童福祉費県負担金は、保育所運営費の施設型給付費負担金の増により23,419千円を増額いたしております。

22ページをお願いいたします。

15款2項2目．民生費県補助金の1節．社会福祉費県補助金は、重度心身障害者医療費助成補助金の増などにより4,347千円を増額いたしております。

3節．児童福祉費県補助金は、子どもの医療費助成事業補助金の増などにより5,703千円を増額いたしております。

また、8目の災害復旧費県補助金は、県単農地災害復旧事業補助金を4,000千円計上いたしております。

24ページをお願いします。

17款1項1目．総務費寄附金は、東亜工機株式会社様から新市民会館建設に伴う備品購入のための指定寄附をいただきましたので、30,000千円増額いたしております。

また、明治安田生命保険相互会社様、有限会社平川重機クレーン様、株式会社キタック様、そのほか個人2名様などから指定寄附をいただいておりますので、それぞれ増額計上をいたしております。

25ページをお願いします。

18款1項1目．基金繰入金は、財源調整として財政調整基金繰入金を4,000千円減額いたしております。

28ページをお願いします。

21款1項．市債は、合計72,493千円を減額いたしております。内容は、第2表 地方債補正で申し上げたとおりとなります。

歳入の説明は以上でございます。

歳出につきましては、別冊の議案説明資料により御説明いたしますので、御準備をお願いします。

議案説明資料27ページから29ページは、今回補正の増減比較表でございます。

30ページから32ページは歳入の内訳ですが、説明は省略させていただきます。

33ページをお願いします。

歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

ナンバー1の基金積立金管理事業は、東亜工機株式会社様からの指定寄附30,000千円を後年度に活用するため、公共施設建設基金へ積み立てるものです。

ナンバー2の心身障害児通園施設「すこやか教室」運営事業は、個人様からの指定寄附により、すこやか教室の訓練用消耗品購入費などを増額いたしております。

ナンバー3の重度心身障害者医療費助成事業は、助成費の増額見込みにより8,000千円を増額いたしております。

ナンバー4からナンバー6の障害児、障害者に関する給付支援事業は、給付費の増額見込みにより、それぞれ増額をいたしております。

ナンバー7の放課後児童健全育成事業は、明治安田生命保険相互会社様からの指定寄附により、放課後児童クラブのレクリエーション遊具等の購入など443千円を増額いたしております。

ナンバー8の保育所運営事業は、運営費等の増額見込みにより150,000千円を増額いたしております。

34ページをお願いします。

ナンバー9、子どもの医療費助成事業は、助成費の増額見込みにより25,000千円を増額いたしております。

ナンバー10の生活保護事業は、医療扶助費等の増額見込みにより50,000千円を増額いたしております。

ナンバー11の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、12月以降の3回目の新型コロナウイルスワクチン接種体制を整備するための経費として23,412千円を増額いたしております。

ナンバー12の有明海環境保全事業は、株式会社佐賀銀行様のSDGs私募債を活用された有限会社平川重機クレーン様の意向による指定寄附により、ラムサール条約推進協議会交付金の増額などを計上いたしております。

ナンバー13の小学校配当事業は、同じく株式会社佐賀銀行様からのSDGs私募債を活用された株式会社キタック様の意向による指定寄附により、北鹿島小学校児童用図書購入費などを増額いたしております。

ナンバー14の市民図書館運営事業は、個人様からの指定寄附により、市民図書館購入費などを増額いたしております。

ナンバー15の鹿島市スポーツ振興事業交付金事業は、東亜工機株式会社様からの指定寄附により、鹿島市体育協会へスポーツ振興事業交付金100千円を増額いたしております。

ナンバー16の下水道事業会計負担金及び補助金は、令和2年度決算剰余金及び消費税還付額の精査に伴い、下水道事業会計負担金及び補助金を25,181千円減額いたすものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

35ページは補正後の起債現在高見込みを、36ページは補正後の積立基金の状況を掲載いたしておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。6番中村和典議員。

○6番（中村和典君）

おはようございます。6番議員の中村和典です。

ただいま説明がありました一般会計の補正予算について質問を行います。

まず、補正予算書の54ページのほうに商工振興費の委託料として、大村方工場団地緑地帯高木伐採作業の委託料として、今回、500千円が計上されております。この予算について、私たちも所掌が違いますので、詳しい説明を受けておりませんでしたので、確認の意味で質問を行いたいと思います。

まず、今回予定されている高木伐採作業の現地の場合、ここはどこら辺を予定されているのかということと、その場所の樹種と伐採対象の本数及びこの作業の実施をいつぐらいの時期に予定されているのか、まず、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（角田一美君）

江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

お答えをいたします。

まず、この場所についてですけれども、市道沿いで電線等に影響を、高木が伸びて電線等にかかって支障が出ている分、これを今回伐採したいと考えております。

すみません、樹種、本数については詳細を把握しておりませんが、これから見積りを取るための設計書といいますか、それを作成いたしまして、見積合わせによりまして発注する予定でございます。2月までには作業のほうは完了したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

6番中村和典議員。

○6番（中村和典君）

分かりました。

次に、ここにカレンダーがありますが、今回、委託料の補正につきましては、今までになかった予算を新規に500千円増額するということが計上されておりますが、この工場団地内の高木伐採作業については本年度初めての実施なのかどうか、その点についてお願いしたいと思います。

○議長（角田一美君）

江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

お答えをいたします。

今年度に関しては初めてでございます。昨年、地元のほうからも支障を来しておるということでお話がありまして、過去には3月の補正をお願いして伐採した経緯もございますけれども、今回、現地を見ておる中で、また支障が出ている樹木がございますので、増額の補正をお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

6番中村和典議員。

○6番（中村和典君）

大村方の工場団地については、私も近くということで、この緑地帯の場所等についても掌握をいたしております。それで、よくこの近辺についても散策をしたり、あるいは車で通ったりするわけでございますが、ちょうど私が、多分9月の初め頃だったと思いますが、この現場の付近を通りすがりのときに、大きなクレーン車がここに来て、伐採作業をされていたんですよ。

それで、今、課長の話では、2月ぐらいに実施を予定されているということでございますが、9月頃、私の目で確認したこの作業の予算については、都市建設課の予算でされたのか、それともどこかの予算でされたのか、まず、その点について確認をいたしたいと思います。

今回、予算に計上された段階で、私は500千円という金額を見て、これは多分、事前着工じゃないのかなという感じがしたわけでございます。その点を含めて明確な答弁をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

今、議員がおっしゃる9月頃というのは、市のほうでは発注をしておりませんので、恐らく団地内の企業さんのほうでされたものかなというふうに推察をしております。市のほうでは発注いたしておりません。

以上です。

○議長（角田一美君）

6番中村和典議員。

○6番（中村和典君）

確かに団地内の緑地帯というのは、それぞれ企業さんの敷地と隣接をして、境界をなして設けてあります。状況的に私が見たのは、鹿島印刷さんと東亜工機の大村方工場ですね、この周辺で確認をいたしております。

それで、こういった高木の伐採作業を、企業さんは企業さんでちゃんと緑地帯を設けておられるので、市が管理する緑地帯まで企業さんがわざわざ金を出して業者に委託してされる状況はこれまでもあったのかどうか、まず、その点について確認をいたしたいと思います。

○議長（角田一美君）

江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

高木等、樹木の管理につきましては、基本的には市のほうでやっておりますので、地域の住民の方であったり企業さんから話があった場合に、市のほうでは予算化して管理をしております。これまで企業さんが独自でやられている部分も確かにあったらと思います。その辺は過去に同じようなことがあったかどうか、私は把握しておりませんが、基本的には市のほうで管理すべきものでございますので、企業さんのほうとその辺は話をしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

6番中村和典議員。

○6番（中村和典君）

私にはどうしても理解できませんので、冒頭、課長が申されましたように、2月までに現場の作業に入るということでございますので、また注視をしながら、現場のほうを確認したいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第54号 令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第54号は提案のとおり可決されました。

日程第2 議案第55号

○議長（角田一美君）

次に、日程第2. 議案第55号 令和3年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、議案第55号 令和3年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

議案書は18ページでございますが、別冊の補正予算書で説明いたしますので、補正予算書の御用意をお願いいたします。

今回の補正は、主に歳入において、県支出金を増額し、繰入金を減額するものでございます。

歳出においては、人件費の各費目の増減を計上し、また、保険給付費を今後の見込みにより増額するものでございます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算それぞれ10,601千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,708,413千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

続きまして、4ページ、5ページを御覧ください。

今回補正予算の事項別明細書でございます。

続きまして、6ページを御覧ください。

歳入でございます。

4款1項1目。保険給付費等交付金は、交付金の対象である高額療養費の執行見込みにより、15,000千円増額するものでございます。

7ページを御覧ください。

6款2項1目。一般会計繰入金は、一般会計繰入金の事務費相当分の執行を見込み、4,399千円を減額するものでございます。

8ページを御覧ください。

歳出でございます。

1款1項1目。一般管理費は、人事異動に伴い、職員人件費4,399千円を減額するものでございます。

9ページを御覧ください。

2款2項1目。一般被保険者高額療養費は、高額療養費の執行見込みにより15,000千円増額するものでございます。

10ページを御覧ください。

6款1項1目。特定健診等事業費は、特定健診事業に係る会計年度任用職員人件費を執行見込みにより351千円増額するものでございます。

11ページを御覧ください。

6款2項3目。保健推進費は、訪問指導事業に係る会計年度任用職員報酬の執行見込みに

より40千円を増額するものでございます。

12ページを御覧ください。

10款1項1目、予備費は、財源調整のため391千円を減額するものでございます。

13ページから18ページは、今回の補正に伴います給与費明細書でございます。

以上で議案第55号の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

委員協議会のときにもちょっと質問をしたんですけど、資料は補正予算の9ページですけど、今回、高額医療の補正が出ております。15,000千円という金額。これがどういうふうな内訳になっているのか、これについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

今回、高額療養費の執行見込みによるということで、15,000千円の増額補正をお願いしているところでございます。負担金及び交付金になりますけれども、4月、10月の執行見込額を202,804千円、11月から3月の執行見込額を143,662千円といたしておりまして、合計の執行額を346,456千円と計算しております。今回、補正見込みの額の15,000千円につきましては、執行見込額と現計予算の差が15,000千円発生しているということでございます。この主な要因でございますけれども、1レセプト当たり10,000千円を超える調剤に係る医療費のほうが発生しておりまして、これが5月、7月、9月分で請求がっておりますので、この影響で今回、15,000千円の増額補正のほうをお願いしているというふうな状況でございます。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

今の課長の説明を聞くと、1レセプト、レセプト点検というものを市のほうはやってますね。病院等、そういうところにどういうふうに支払われてきたか、それを点検するわけですけど、先ほどの説明では、1レセプトで10,000千円というのは、やっぱり非常に高額だろうと思うんですね。これは、この方は今後も治療というか、そういうふうなのを続けていった場合は、同じようにやはりかかっていくものなのか、そこの辺りは担当課としてはどのように捉えられているのか。

それと加えて、年間でこういうふうな高額医療者という、国保の中でですけど、どのくら

い的人数が市内にいらっしゃるのか、もし分かったらお答えください。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

この方のレセプトの経緯というのを少し調べてみたんですけれども、やはり当初の5月の支払いのほうは高額になっていらっしゃいます。また、7月、9月については徐々にそのレセプトの調剤の医療費のほうも減額になってきていらっしゃいますので、傾向的には額のほうは下がってこられるんじゃないかと思えますけれども、これはやっぱり本人さんの病状次第ですので、私たちのほうで分かる部分というのは、なかなか難しいということになっていきます。ただ、これは対象となるレセプトのうちのほうからの支払いを行う対象となっている調剤についての支払いですので、やはりこの部分、発生してくれば、うちのほうはお支払いをしていかなければならないというふうに考えております。

それと、この方以外にも、ある程度高額なレセプトの点数の方もいらっしゃいます。この人の分を調査したときに、ちょっと調べてみたんですけれども、かなり高額な医療費がかかっている方がいらっしゃいます。今その資料をここにお持ちできていないんですけれども、内容によっては、ある程度一定の医療費が継続してかかっている方がいらっしゃる状況でございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

保険の適用があるからこそ、そういうふうな治療ができるんだろうとは思いますが。いろいろ入院であったり、それから、お薬、そういうので高額になっていくということはあると思うんですね。

そういう中で、以前から鹿島市も勧めているジェネリックですね、ここの効果というものは、今どういうふうに担当課として——できるだけジェネリックのほうでお薬はもらってくださいというふうに勧められていると思うんですけど、一番最初、大分前からジェネリックというのは出てきたと思います。そこの辺りは今も病院にそういうふうなお願いをしているのか、それとも、レセプトをした中でジェネリック医薬品を使っていらっしゃらない方にはお願いをしているのか、どのように担当課として取り組まれていますか。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

ジェネリックの採用についてということだと思います。

今現在、佐賀県のほうでは、各市町ジェネリック医薬品の使用率は80%を超えていたと思います。鹿島市においても83%か84%だったと思いますけれども、そのくらいのジェネリック医薬品の使用となっております。このことにつきましては、やはり医療費の軽減等を図るというふうなことで、県、そして、各市町も採用を進めていくよう努力しているところでございます。

そのために、ジェネリック医薬品の使用のシールを皆様にお配りして、活用の促進を図っていただくようお願いしているところでございます。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

9月に決算審査も行ったわけですけど、毎年、やはり国保の特別決算というものは、冷や冷やしながら見ていかないといけない。県内で統一したやり方になってはきていますけど、しかし、それでも国保の加入者の負担額というのは非常に大きいものがあるんですね。

そういう中で、今、ジェネリックの使用率が本市では84%ということですけど、これをやはり90%以上まで高めていただいて、御理解をしていただかないと、また国保の値上げ等、そういうふうな話が出てくる可能性もありますので、今後とも引き続き、先ほどおっしゃった使用シールの活用、そういうふうなのを含めて、市報のほうにも、年何回かそういうふうな呼びかけをまたしていただくようお願いして、終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第55号 令和3年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第55号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第56号

○議長（角田一美君）

次に、日程第3．議案第56号 令和3年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、議案第56号 令和3年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

議案書は19ページでございますが、別冊の補正予算書で説明いたしますので、補正予算書の用意をお願いいたします。

今回の補正は、歳出のうち職員の人件費を増額し、これに伴い、歳入で一般会計繰入金を増額するものでございます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算それぞれ3,288千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ437,968千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

続きまして、4ページ、5ページを御覧ください。

今回補正予算の事項別明細書でございます。

6ページを御覧ください。

歳入でございます。

3款1項1目．事務費繰入金は、一般会計からの事務費繰入金でございます。人事異動に伴い、職員人件費等3,288千円を増額するものでございます。

7ページを御覧ください。

歳出でございます。

1款1項1目．一般管理費は、人事異動に伴う職員人件費及び事業費の執行見込みにより、3,288千円を増額するものでございます。

8ページから10ページは、今回の補正に伴います給与明細書でございます。

以上で議案第56号の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第56号 令和3年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第56号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第57号

○議長（角田一美君）

次に、日程第4、議案第57号 令和3年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

それでは、議案第57号 令和3年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案書は20ページをお願いします。

内容は、別冊の補正予算書（第1号）により御説明をいたします。

補正予算書の第1号の1ページをお願いします。

今回の補正は、主に当初予算におきまして各会計で仮の人員配置により計上していたものを、本年4月の人事異動に伴い実際の人員を充て、各会計の人件費を積み上げたことなどに伴うもののほか、超過勤務手当の実績及び今後の見込みなどによるものでございます。

内容につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ7,037千円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ1,911,617千円とするものでございます。

次に、補正の内訳を御説明いたします。

6ページをお願いします。

歳入の補正の内訳になりますが、一般会計6,191千円の減額、国民健康保険特別会計4,114千円の減額、後期高齢者医療特別会計3,268千円の増額でございます。

次に、7ページをお願いします。

補正の歳出の内訳でございますが、報酬1,944千円の増額、給料16,855千円の減額、職員手当等15,221千円の増額、共済費7,875千円の減額、旅費528千円の増額となっております。

以上で御説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第57号 令和3年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第57号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第58号

○議長（角田一美君）

次に、日程第5. 議案第58号 令和3年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

それでは、議案第58号 令和3年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

議案書は21ページとなります。

補正予算書にて説明をいたしますので、御準備をお願いいたします。

予算書1ページをお開きください。

令和3年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第1号）です。

第2条の業務の予定量でございますが、(1)主要な建設改良事業、(イ)管渠建設改良事業におきまして、既決予算額581,729千円に補正予算額36,500千円を増額し、補正後の金額を618,229千円といたすものでございます。

第3条 収益的収入及び支出でございます。予定額は税を含む額となっております。

収入第1款. 下水道事業収益は25,588千円減の1,108,355千円、次、2ページになりますが、支出第1款. 下水道事業費用は35,775千円減の1,049,413千円となります。

第4条 資本的収入及び支出でございますが、ここも予定額は税を含む額となっております。

収入第1款. 資本的収入は13,539千円増の1,362,454千円、支出第1款. 資本的支出は

37,200千円増の1,658,402千円となります。

これにより、第4条の本文でございますが、次のように改めます。「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額295,948千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額50,731千円、当年度分損益勘定留保資金245,217千円で補てんするものとする。」というふうに改めます。

次に、3ページを御覧ください。

第5条 継続費でございます。継続費の総額及び年割額を下表のとおり補正するものです。祐徳門前地区未普及解消事業において、デザインビルド一括発注、民活イノベを活用した事業でございますが、令和3年3月、現場の実態を反映した詳細設計が終了し、事業費がまとまったことから、継続費の総額及び令和4年度以降の年割額を変更するものでございます。補正額の総額383,000千円を494,000千円に増額をいたします。これにより、年割額は令和4年度分79,200千円を91,000千円に、令和5年度分38,000千円を85,200千円に、また、令和6年度分59,000千円を111,000千円にそれぞれ変更いたすものでございます。

なお、財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

4ページをお開きください。

第6条 企業債は、汚水管渠事業の増により企業債の借入限度額を753,100千円とするものです。

第7条 他会計からの補助金は、下水道事業費用及び資本的支出の一部に充当するものでございますが、一般会計からの補助金、これを92,698千円に改めるものです。

5ページ以降は附属資料となります。

5、6ページは実施計画変更、7、8ページは資金の流れを示します予定キャッシュフロー計算書、9、10ページは1年間の経営成績を示します予定損益計算書、11から13ページにつきましては、期末の財政状況を示します予定貸借対照表でございます。説明は省略をさせていただきます。

14ページをお開きください。

令和3年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第1号）明細書でございます。表示は税を含む額となります。

補正の主な内容について説明させていただきます。

最初に、収益的収入及び支出でございますが、収入1款1項. 営業収益は、汚水資本費分の他会計負担金を営業外収益へ移管することにより、141,657千円の減により326,038千円となります。

1款2項. 営業外収益は、営業収益から移管した3目. 他会計負担金の増、4目. 補助金は、防災・安全社交金の減、5目. 長期前受金戻入は、減価償却費見合い分の減により116,099千円増の782,317千円となります。

以上、下水道事業収益は一番上の欄でございますが、25,588千円減の1,108,355千円となります。

15ページをお開きください。

支出になります。

1款1項. 営業費用は、1目. 管渠費の増、これは委託料の増によるものです。

4目. 業務費の減は受益者負担金前納報奨金の確定、5目. 総務費の減は委託料の確定によるものでございます。

6目. 減価償却費の減により、営業費用は35,775千円減の955,790千円となり、下水道事業費用は一番上の列になりますが、35,775千円減の1,049,413千円となります。

16ページを御覧ください。

次に、資本的収入及び支出について御説明をいたします。

最初に収入ですが、1款1項. 企業債は、污水管渠費の増により33,700千円増の753,100千円、3項. 他会計補助金は、消費税還付金の一部を一般会計へ返還したことによる17,000千円減の6,421千円、5項. 受益者負担金及び分担金は、確定による3,161千円減の16,288千円でございます。

以上、資本的収入は13,539千円増の1,362,454千円となります。

17ページをお開きください。

次は支出になります。

1款1項. 建設改良費は、宅地造成費等の増による污水管渠測量設計費及び工事請負費36,500千円増の618,229千円、2項. 企業債償還金は700千円増の367,908千円でございます。これによりまして、資本的支出は37,200千円増の1,658,402千円となります。

以上で令和3年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ここで10分ほど休憩をします。11時10分から再開します。

午前11時1分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

先ほどの令和3年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第1号）についての説明に対し質疑はありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま審議されています問題について、私はどうも十分分からない面がいっぱいあるんですね。と申しますのは、祐徳門前地域の公共下水道の整備は必要だということは思います。

ただ、今ずっと説明していただきまして、財源のこととか、いろんな取組の問題でどうしても私、十分分からないんですが、基本的、初歩的な問題だと思いますが、大体この事業は始まって何年ぐらいで完全に終わるのか、まずそこからお尋ねをしたいと思います。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

このデザインビルド一括発注方式による下水道整備、祐徳門前地区につきましては、令和2年度から始めさせていただいておりまして、今現在では令和6年6月末の完了を予定いたしております。（「6年ですか」と呼ぶ者あり）令和6年6月の完了を予定しているところです。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

2年から6年ということですね。

それで、次にお尋ねしますが、総事業費が幾らになるんですか。全部、補助金も含めての総事業費。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

事業費につきましてのお尋ねでございますが、先ほどの資料の3ページに書いてございますが、今現在、詳細設計が出来上がりまして、発注設計書が積み上がった状況でございます。それとあと、施工管理費、これに測量設計費等々含みまして、今現在494,000千円の事業費を予定いたしておるところです。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

494,000千円で、ここに補正後の財源内訳が書かれておりますが、国庫補助金、企業債、その他ということで出ていますが、その他という財源は何なんですか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

国庫補助金、それと企業債、それとその他ということで分かれておりますが、基本的にこ

の下水道の補助事業としては、国庫補助金が50%つくわけですが、ただ、ここの数字で申しますと、45%程度になっております。これは補助路線のほかに単独路線というものがありますので、そこで全体的には45%という数字になっております。

それで、企業債とその他につきましては一般財源ということになりますが、このその他の部分は受益者負担金5%が当たるということになっておりますので、これは受益者の方から1平米当たり440円を頂いておまして、事業の建設費に充当させていただいておるところです。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

その他の財源は受益者負担ということですが、結局これが、下水道事業が完了して、それぞれの住民の皆さんたちが加入なされるということですね、下水道の設備をされるということになると思いますが、これについては既に計画範囲の皆さん方からの了解というのですかね、加入の申込みとか、それは完全に済んでいるわけですか。その辺についてはどうなんですか。参加する方たちが完全に登録されているのかどうか、その辺については。受益者負担でここに具体的に金額も上がっておりますから、そういうのがないと、こういう形では上げられないと思いますが、その辺については今どんなになっているんですか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

祐徳門前地区の下水道整備につきましては、平成31年4月に下水道区域を見直した際、祐徳地区につきましては下水道を行ったほうがいいたろうということで、我々のほうも、それと地元の方々も賛同をいただいて、よその地区の認可を縮小して現在に至っております。それで、負担金につきましては排水区ごとに、また、受益者負担金というのは設定をいたすわけですが、今までの中では鹿島中央地区からスタートしました負担金、これが北鹿島地区、それと、納富分地区も同じ金額でいただいておりますので、これにつきましては、祐徳門前地区につきましても同金額で設定をしたいというふうに考えております。

住民様の同意ということにつきましては、認可をいただいたことで住民さんからの要望もありまして、そこら辺で我々は下水道整備を進めさせていただいているというような状況でございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

平成31年ぐらいから呼びかけをなさって、確かに下水道は必要だということで、皆さん方、

そうですねと同意なさったかも分かりませんが、加入するかしないかの同意はそのときは全部なかったと思いますが、それから、祐徳門前商店街は特に経済的な情勢その他いろいろ変わってきていると思うんですね。私も何人かの皆さん、地域の方からお話を聞いてきましたけど、確かにきれいになるならいいなと、そうしなくちゃいけないと、観光地でもあるからということですが、今の段階で私たちは本当にできないんだという声を聞いてきております。そういうことになりますと、例えば、同意書が取られているかどうか私は正直分かりません。しかし、そのようなことがずっと広がってきたり、また、令和6年までですから、その間にどういう状況で、同意しますよとおっしゃった方の中にも、それが困難になるということだって考えられないことはないわけですね。そういうことになった場合に、本当にどうなるのかなという心配をするわけですがね。

今の段階で全体的にね、最初は皆さんいいですよとおっしゃったと思いますが、その辺の情勢についてつかんでいらっしゃいますか。財政的な情勢はいろいろありますが、その辺で、これでいい、このままいいぞという安堵感があるのか、それとも心配だなということもあるんじゃないかと思いますが、その辺についていかがなんでしょうか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

その件につきましては、議員がおっしゃられるとおり、平成31年に認可を取りまして、その頃はやっぱり地元のほうも要望されていた件がありまして、認可を取ったわけですけれども、その後、令和2年、3年と続く災害、それと、今般のコロナウイルス関係で観光客が大変減少しておりまして、地域も疲弊した状況は見受けられるところであります。

そういうところもありまして、我々としたしても、地域の皆さんの状況がどうなのかなということで、地域を巡回したというか、お声を聞いてみました。私個人的には7月に1回訪問いたしまして、また今回、11月上旬に門前地区、それと、商店街以外の地域あたりにも声をかけて調査というか、聞き取りを行ったところでありますが、この地域、店舗も含めまして100世帯ぐらいあるんですけれども、数的には4分の1程度ぐらいしか回っていないんですが、その中では下水道に対して反対するというようなお声は1件も——反対する意見はございませんで、今のところ、すぐつなげるかどうかというのは分からないんですが、将来的にはやっぱり下水道というのは必要だろうと。環境整備の上からも必要だし、商店街につきましては、お客様の皆様に失礼に当たるという声もありまして、私たちの感触といたしましては、やっぱり下水道は待ち望んでいらっしゃるのかなというふうに思っているところです。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいまおっしゃるように、下水道が要らんという人はおらんわけですね。やっぱり必要だということは以前から、祐徳は観光地でもあるし、あれでは駄目だという話も出ていましたから、それは当然だと思うんですよ。そして、いろいろ回ってもいただきましたが、それに対して、下水道を反対ですよという人はいないと思います。よっぽどの方じゃない限りはね。そういう中で、その地域に住んでいらっしゃる方が今日のいろんな財政状況その他によって加入が困難だと、本当にそういう声を私は聞いてきたんですよ。うちはもうかたりきらんと、そういうふうにおっしゃった方もあったんですよね。

だから、最終的にそういう人たちが幾らでも出てきた場合に、全体的な財政計画が立てられておりますけど、それが無理がいった場合には、結局、市の財源負担が多くなるとか、いろんな問題が出てくると思うんですが、そういう面で私もよく分かりませんが、必要だから、どうしてあそこの環境をよくするかということはしていかなくちやいけないわけですが、そういう問題だって考えられると思うんですが、そういうものに対しても、ある程度の対策、どうするかというのも考えながら私はやっていかなくちやいけないんじゃないかと思いますが、私の考え過ぎでしょうかね、いかがですか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

下水道というのは、性質上、面的に整備しなければ十分な効果が発揮できないというような性格を持っておりますので、地域が一体的に整備をするということで、祐徳門前地区を観光トイレより上の神社さんのところまで設定をいたしたところであります。

ただ、議員がおっしゃるように、全ての方が賛同されているわけではないというようなことは私たちが分かるわけですが、そこら辺につきましては今後理解をしていただくように、環境整備のこういう公共的な観点ではなくて、実際の利便性の向上、あるいは後継者というか、今はお年寄り暮らしだけかも分からないですけれども、将来的な家族形成にも役に立つんじゃないかというような、そこら辺のほうも提案いたしまして、理解を求めていきたいなというふうに思っております。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

終わりにしますが、祐徳地域だけじゃなくても、こっちの町部にしても、今までも公共下水道に参加するように勧めても、土地の広さの問題とか、いろんな問題で、私もこれまで何度分担金の問題とかなんかで優遇措置もするようにと何度も言ってきたことを思い出しま

すが、やっぱり今のままでいけば、本当に地域の人たちの今の状況の中で、大変な事態が生まれてくるというのが目に見えていると思うんですよね。そういうことによって、市の財政の問題にも大きな負担がかかってくると思うんですよ。私はどうも今のままでいくことについては納得というのですかね、賛同できないというのがありますかね、進めていかれるのであれば、今後、負担金の問題その他、今までの流れもあると思います。決まりもあると思いますが、その辺は行政側としての取組がいろいろと考えられる余地もあると思いますので、そういうことを考えながら今後の取組をしていただきたい。それと、地域の人に強制がないように、皆さんが話を十分に聞いていただいて、そして、十分に理解していただくような形で進めていただく、このことをやっぱりよけては通れないと思うんですよね。

そういうことで、意見は終わりにしますが、やっぱり私はどうしても今の状況の中で、この計画をこのまま進めていいということには納得できないということを申し上げまして、終わりにしたいと思います。下水道の必要さは分かりますよ。分かりますが、そういう問題がありますので、一生懸命なさっていただいておりますが、そういうことで終わりにしたいと思います。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

この祐徳門前地区の未普及解消事業、下水道工事ですけど、これは先日の全員協議会でもいろんな意見が出ました。私はこれは進めるべきだとは思っています。これは必ず必要です。遅いぐらいです、下水道を整備するのは。

このデザインビルド一括発注方式というのは、ケーブルテレビ等を御覧になっている方に改めて説明をすると、設計と施工を民間の力を借りて一括でやっていくと。そのために工事期間も短縮をしていく、経費を少なくしていく、そういうふうなことで始まった事業です。

先ほど補正で追加補正がなされた分。ただ、ここで心配なのが、約110,000千円近くが令和6年度までに補正で上乗せをしたいという御提案でございました。気になるのが、この内訳に書いてある国庫補助金。これは、令和3年は今ですから、あと4年、5年、6年、ずっと増えていくわけですけど、ここの辺りは確定されているのでしょうか、それをまずお聞きします。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

国庫補助金についての増額分ということでございますが、今現在383,000千円という事業費をいただいて、国のほうに認定をいただいておりますけれども、今回増額ということ

につきましては、順序からいきますと、ここでの議会の議決をもって申請をいたしまして、補助金交付申請をするという段取りになるわけですが、これについては内々というか、事前に協議はいたしておりまして、大方の承諾はいただいているというような状況でございます。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

こういうふうな公共工事、数年間かけて工事をやっていく中では、今までも過去にも補正で上乗せしてきた分はやっぱりあります。ただ、いつもそれが当たり前みたいに思われてもどうかと、やっぱり思います。これは一番最初私が説明したように、民間の力を借りて設計と施工を一括にやっていくことによって、工期も短くする、そして、その費用も減らしていくというのが理想的なんですね。こういうふうな民間の力を活用するというのは、私たち議会の中でも視察で様々なところに行ってきました。下水道に関してもそうでしょうし、北鹿島にできた住宅、ああいうふうなものもPPPという民間の力を借りてやっていくと。これは今の時代、新しい時代、必ず必要です。これからも民間の力を借りていかなければならない。ですから、それは分かっているんですが、やはりこうやって補正でまた増額になっていくとなると、先ほどからあっているように、財源のことも心配になってきます。

全員協議会の際に、資料の中に書いてあるのが、今後、令和6年度までの物価変動、工事施工に伴う増減、地元要望及びプロポーザル提案による週休2日制の導入等により、事業費の増減が想定されると、またこういうふうな書いてあるんですね。じゃ、あと3年のうちにまたこれも上がっていくのかという、やっぱり不安感が出てくるんです。ただ、ここに書いてあるのは、当然これを相手方のところに建設会社のグループにするときに分かっていた話ではないのかなという気がするんですよ。なぜあえてこういうことを書かれているのか、それについてお答えください。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

今後の事業への変動について所見を述べているということの理由でございますが、これにつきましては、今から工事着工するというテーブルに着いたわけですし、土の中を掘削して工事を進めるわけですので、現場と設計書との乖離による変更というのは当然あるのかなというふうに見込んでおります。

それと、週休2日制につきましても、これはプロポーザルの事業者選定委員会のほうからの意見もありまして、それを採用することで、これは事後精算ということで制度的になって

おりますので、こちら辺は今後増える、増額になるということは今現在明らかなわけなんです。ということではありますが、ただ、その金額がまだ今のところ分からないという状況でありますので、今回御提案を差し上げております事業費の中には盛り込めませんが、今後の展望といたしましては、我々の想定している状況をお知らせするということが我々の使命でもございますので、市民の皆様にもお知らせしたいということから、全協のほうでも説明をいたしたということでございます。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

今までも、先ほどから言っているように、北鹿島の住宅建設のときも、結局、掘り起こしてみたら、いろんな、何か大きい岩であったり、石であったり、そういうのがあったと。それでまた数千万円上乗せをしたと。今回もそういうことがあるかも分からないと。じゃ、事前の調査はどうなっているんだと市民の方は思いますよ。だから、それが慣例化されているのか。そんなことがあった場合は、予定額より上乗せしますよなんて簡単なことを言われたら困るんですよ。

国庫補助金については、先ほどある程度内諾を受けているんじゃないかというふうな話でしたが、しかし、それだけで済むわけじゃないんですよ。企業債も増やさないといけない。そして、このその他というところが一般会計から繰り入れるのかどうか分かりませんが、そういうふうなものになってくる。そして、事業費が増えれば、その分、今度は受益者負担、下水道を整備するためにこれだけかかったら、接続費用まで上乗せになるんじゃないかなという不安まで出てくるんです、これは。そんなことになったら、それは受益者の方は怒りますよ。あなたたちがこうやってから工事の事業費自体を上乗せしてきたんじゃないかと。だから、そこの辺りは——もうこのくらいでこの質問は終わりにしますけど、しっかりとそこの辺り——この後、整備が終わった後、接続をされるでしょう、してもらいたい。そのときに、これだけの事業費がかかったから、それだけ上乗せの負担がかかるようなことがないように、これはきつく言っておきます。そうじゃないと、先ほどから松尾征子議員が言っていたように、今、簡単な状況じゃない、門前商店街。何とか上向きになっていくようにと努力をされている中、水を差すようなことは絶対してほしくないと思っております。そこの辺り、念を押しながら、担当課には注意を促したいと思えます。

以上で終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第58号 令和3年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立多数であります。よって、議案第58号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第59号

○議長（角田一美君）

次に、日程第6. 議案第59号 鹿島市東部地区デイサービスセンターの指定管理者の指定についてであります。

当局の説明を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、議案第59号 鹿島市東部地区デイサービスセンターの指定管理者の指定について説明いたします。

議案書と議案説明資料で説明いたしますので、お手元に準備をお願いいたします。

それでは、議案書の22ページを御覧ください。

鹿島市東部地区デイサービスセンターの指定管理者の指定についてでございます。

現在、鹿島市東部地区デイサービスセンターにつきましては、指定管理者において管理運営を行っていますが、指定管理者の指定の期間が令和4年3月31日をもって満了となります。よって、引き続き鹿島市東部地区デイサービスセンターの管理を指定管理者にて実施したく、鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、指定管理者の候補を下記のとおり選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の37ページを御覧ください。

公の施設の概要でございますが、施設の名称は、鹿島市東部地区デイサービスセンター、住所は、鹿島市大字飯田丙1283番地でございます。施設の目的は、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく健康で生き生きとした生活を送れるよう支援し、もって福祉の増進に寄与するためでございます。

管理の主な業務の範囲につきましては、東部地区デイサービスセンターの運営に関すること、施設及び設備の維持管理に関すること、その他、管理運営に関して市長が必要と認める

業務でございます。

指定の方法につきましては、公募による指定でございます。

選定の経過でございますが、8月2日に公募告示を行い、説明会を経て1団体より申請があり、10月21日に候補団体として選定しております。この団体は、平成19年7月1日から現在まで指定管理者として管理運営を行っていただいております。その間、適切な運営、施設の維持管理等に努力をいただいているところでございます。

指定管理の候補となる団体の住所、氏名、名称でございますが、鹿島市大字飯田丙1283番地、ボランティアグループ干潟が丘でございます。

指定の期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5か年でございます。

以下、過去の指定管理の状況、利用状況及び収支状況、関係条例抜粋を載せておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第59号 鹿島市東部地区デイサービスセンターの指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立多数であります。よって、議案第59号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第60号

○議長（角田一美君）

次に、日程第7. 議案第60号 鹿島市自然の館の指定管理者の指定についてであります。

当局の説明を求めます。山崎農林水産課長。

○農林水産課長（山崎公和君）

それでは、議案第60号 鹿島市自然の館の指定管理者の指定について御説明をいたします。議案書と議案説明資料の御準備をお願いいたします。

議案書23ページ、それから、議案説明資料は39ページからとなります。

鹿島市自然の館につきましては、現在、指定管理者による管理をお願いしておりますが、指定期間が令和4年3月31日までとなっております。令和4年4月1日からも引き続き現在の指定管理者である能古見地区振興会に管理をお願いしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、議案説明資料で説明をいたしますので、説明書の39ページをお願いいたします。

公の施設の概要でございますけれども、名称は鹿島市自然の館、所在地は鹿島市大字山浦丙3871番地88で、平谷のところとなります。施設の目的として、市民が自然との触れ合いの中で、森林の機能及び林業の役割について学習する機会を提供することにより、地域間交流の促進を図り、もって林業及び地域の振興に寄与するものとなります。

管理の主な業務の範囲といたしましては、施設の開館、閉館及び当直等に関する業務。利用者の受付、研修、宿泊、食事の提供等に関する業務。そのほか、地域の振興に関する業務などとなります。

指定の方法は、公募による指定といたしております。

候補者の選定の経過を申し上げます。

8月2日に公募を開始し、8月18日に希望者への説明会を行っております。このとき能古見地区振興会のほかにもう一つの団体、計2団体の参加がっております。その後、8月31日までの申請期間の間に、能古見地区振興会から申請がありましたが、説明会に参加のあったほかの1団体については最終的に申請がなされておらず、結果的に能古見地区振興会のみ申請となっております。その後、選考委員会を経て、10月21日の庁議において指定管理者の候補者となる団体として、能古見地区振興会を選定いたしております。

指定の期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

以降のほうに、これまでの指定管理の状況、それから、過去の利用者及び収支状況、それから、参考として、指定管理に関する条例の抜粋を掲載しております。

以上で説明を終わります。御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。6番中村和典議員。

○6番（中村和典君）

幾らか質問してみたいと思います。

今、課長のほうから説明がありました議案説明資料の40ページのほうに、収支の状況が掲載をされております。そして、これを見ますと、平成29年度から令和元年度までの3か年間は、いずれも赤字ということとなっております。それで、この赤字になった理由をまずお尋ねしたいと思います。

それから、関連でございますので、令和2年度の利用者数はコロナ等の影響で激減をしておりますが、収支の状況を見ておりますと、収入、支出とも大幅な減少ではなく、逆に収支では900,294円の黒字となっております。なぜこういうことになったのか。最初の1点目と今のことについて、まず答弁をお願いしたいと思います。

○議長（角田一美君）

山崎農林水産課長。

○農林水産課長（山崎公和君）

お答えをいたします。

ありますように、収支の年度ごとのところで赤字の分がついておりますけれども、この要因としましては、やはり近年、有料利用が若干減ってきている状況ということで、最終的に赤字になっている分が影響していると考えております。この点につきましては、振興会のほうでも利用促進、有効活用というか、そういった営業面について課題として捉えて、今後もその営業とか事業としてのいろいろな展開について、今、模索をされているところでございます。

それから、2つ目の質問でございますけれども、昨年度の方でコロナの状況の中で利用者が減っている状況の中で、収支としては黒字ということになっておりますけれども、この原因としましては、現実的には利用者が減って、利用収入が減っている状況でございましたけれども、そういった中で事業者として新型コロナ関連の持続化給付金等の交付を申請されて、その分の収入だったということで、結果的に黒字ということになっておられます。

○議長（角田一美君）

6番中村和典議員。

○6番（中村和典君）

分かりました。

それでは、もう一点だけ質問をいたしたいと思います。

同じく説明資料を見ておりますと、平成29年度から令和元年度までの3か年は、先ほど申し上げましたので、赤字ということで累積をいたしております。それで、この合計額を合算いたしますと、892,408円となっております。

それで、指定管理者ですので、ある程度営業力、あるいは運営力があるということで指定をされておりますので、この3か年の累積赤字について、どのような財源を用いて補填をされたのか、まずここについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（角田一美君）

山崎農林水産課長。

○農林水産課長（山崎公和君）

お答えをいたします。

ここにありますように、平成29年度から令和元年度まで赤字ということで、八十数万円の累積ということでもありますけれども、平成19年から能古見地区振興会のほうが今まで指定管理を受けて管理していただいておりますけれども、その中で、当然、収益、黒字になった年というのがございまして、そこを繰越しをしながら財源として持っておられますので、その中で、歴年の中で赤字ですけれども、通算の中でそういった費用を用いて運用されているという状況でございます。

○議長（角田一美君）

6番中村和典議員。

○6番（中村和典君）

今、課長のほうから、黒字になった年があって、その分で補填をされているということでございます。この契約の相手方は能古見地区振興会ということではありますが、振興会の財産から繰り入れられているのかどうか、その点を確認いたしたいと思います。

○議長（角田一美君）

山崎農林水産課長。

○農林水産課長（山崎公和君）

お答えいたします。

指定管理を受けておられるのが能古見地区振興会ですので、当然その全体予算の中になりますけれども、その中で、自然の館の区分の中で管理をしていただいている中で、通算で持っておられる分の中から運用されているということで認識をしております。

○議長（角田一美君）

6番中村和典議員。

○6番（中村和典君）

それでは、最後の質問にいたしたいと思いますが、今ちょっと課長が言われた状況が本当かどうか、私も後ほどまたその辺については確認をさせていただきたいと思います。

それから、本年の4月頃だったと思いますが、今まで自然の館の職員として頑張っておられた方が急に退職されたわけですね。それで、ちょうどその人と会う機会があって、いろいろ話を聞いたわけでございますが、結局、コロナの影響で、まずは仕事がほとんどないと。それで、指定管理を受けているけど、将来的にやっぱり雇用的に、あるいは身分的に、経済的に非常に厳しいということで、結局、自己判断で退職に至ったという話をされました。

それで、はっきり本人さんが申されたのは、今までは自然の館の運営協議会といいますか、その独立採算で全てを賄ってきたと。そいぎ、実際の受皿は能古見地区の振興会という形になっておりますが、能古見地区の振興会本体からの支援、あるいはこ入れ、そういったものがちょっと欠けていたんじゃないだろうかということで私は感じたわけでございます。

それで、本人さんはもう辞めていらっしゃると思いますので、今後、こういうふうな意見も踏ま

えて、農林水産課としても、自然の館の運営に関して、特に強力な支援といいますか、バックアップをお願い申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

山崎農林水産課長。

○農林水産課長（山崎公和君）

お答えをいたします。

今、中村議員が言われたように、振興会の中での一つの事業を受けておられる中で、組織の中のいろいろな対応の分というのは、当然組織の責任でしていただいていると思いますけれども、平谷の自然の館の運営につきましては、当然私どもが一定の仕様書というか、こういった形でのお願いを基本的なところはしておりますけれども、今回の指定管理の応募につきましても、振興会のほうの計画としては、やはり利用とか、当然、収入、経営を継続してしていくためのですね、そういったところの課題もしっかりと対応していくということで、営業、それから、いろいろな地域振興に関しても、それから、利用者の増とか事業の展開についても、いろいろと予定をしていただいているところでございます。

特に、今までは能古見地区、自然の館という、先ほども施設の設置目的で申し上げましたけれども、文面とすれば、かなり公の施設ということで、少し公の目的というところが書いてありますけれども、特に、地域の振興だったりとか、観光資源としての活用というところで、そういったところについても、今まで少し、そこがしていいのかどうかというところの悩みを持っておられたようでございますけれども、そこはどんどん展開をしていただきたいということで我々も思っておりますので、そういった面で一緒にいろいろ話をしながら、有効な活用をしていただくように、そこは我々も考えているところでございますので、言われるように、そういったところはしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第60号 鹿島市自然の館の指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立多数であります。よって、議案第60号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第61号

○議長（角田一美君）

次に、日程第8．議案第61号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合同規約の変更に係る協議についてであります。

当局の説明を求めます。川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原逸生君）

議案第61号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合同規約の変更に係る協議について御説明いたします。

議案書24ページを御覧ください。

佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数を増加させ、同組合同規約を変更する必要がありますので、この案を提出するものでございます。

25ページは、同組合同規約の一部を変更する規約でございます。

内容につきましては、議案説明資料で説明を申し上げます。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行をするものです。

議案説明資料44ページをお願いいたします。

1の協議理由でございます。

今回の協議に関しましては、現在、同組合を構成する44団体に、新たに1団体を加入させ、45団体とすること及び事務の共同処理に参加させることに伴いまして、同組合同規約の一部を変更する必要があるものです。

一部事務組合を組織する地方公共団体の数を増減し、または規約を変更するためには、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の協議を要し、その協議につきましては、同法第290条の規定により議会の議決を要することとなっております。

2の協議の概要でございます。大きく2点です。

まず1つ目に、令和3年8月19日に設立をされました多久小城医療組合が新たに佐賀県市町総合事務組合に加入し、議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加すること。2つ目に、現在、市町総合事務組合に加入をしています神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合が、新たに退職手当の支給に関する事務の共同処理に参加することでございます。

3は、今回新たに加入いたします多久小城医療組合の概要を記載しております。

構成団体は、多久市及び小城市の2団体で、両市ともに公立病院を保有されておりますが、建築後40年前後経過をいたしていることから、両病院を統合した新公立病院の建設及び管理

運営を共同で行うための一部事務組合を設立されております。設立までの経過は記載のとおりです。

また、45ページには参考として地方自治法の抜粋、42ページ、43ページには佐賀県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約の新旧対照表を添付いたしておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第61号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合同規約の変更に係る協議については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第61号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明3日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時6分 散会